

大崎市アウトソーシングに関する基本的な指針

(平成 20 年 2 月策定)

1 趣 旨

大崎市では、厳しい財政状況のもとで、多種多様な市民サービスを提供し続けていくため、平成 19 年 3 月に「大崎市行政改革大綱」を定め、その実施計画として「大崎市集中改革プラン」を同年 7 月に策定しました。

ここでは、「事務事業の民間への委託、移譲の推進」を掲げ重点的に取り組んでいくこととしています。

本指針は、この方針を受け、すべての事務事業について「民間活力の積極的な導入」の観点から見直しを行っていくためのガイドラインとして策定するものです。

2 アウトソーシングの定義

アウトソーシング (out sourcing) とは、一般に外部に知識や技術、効率性等の資源を求めることをいいます。

具体的には、「民間でできることは民間で」を基本として、「民営化」、「P F I」、「指定管理者制度」、「地域自治組織との協働」など民間の知識や技術を活用することにより、コストを縮減するとともに、サービスの維持・向上を図ることで、市民満足度の向上を目指すものです。

3 アウトソーシングの目的

アウトソーシングは、厳しい財政状況の下で行政サービスの水準を維持・向上させるために最も有効な手法の一つであり、次の効果を目的としています。

(1) 市民満足度の向上

民間の力を活用することにより、高度で専門的な知識が低コストで活用できるようになります。このことにより、行政サービスの質・量がともに向上し、市民満足度が向上します。

(2) 行政コストの削減と定員適正化計画への対応

行政コストの削減及び行政組織のスリム化を進めることが可能になります。特に大崎市では、平成 24 年 4 月 1 日までに類似団体並みの職員数まで削減することとしており、大幅かつ急激な削減が予想

されることから、アウトソーシングへの取り組みが特に必要です。

(3) 資源の重点配分

市民が必要とする行政サービスを最小限の費用で提供することにより、限られた人材や財源を市の重要課題に重点的に配分し、市民ニーズに迅速かつ的確に対応することができます。

(4) 市民協働のまちづくり

アウトソーシングの相手先を地域自治組織、NPO等のまちづくり団体等とすることで、より市民のニーズに沿った対応が可能になり、市民協働のまちづくりが推進されます。

また、ワークシェアリングの側面もあり、一定の雇用増が期待できます。

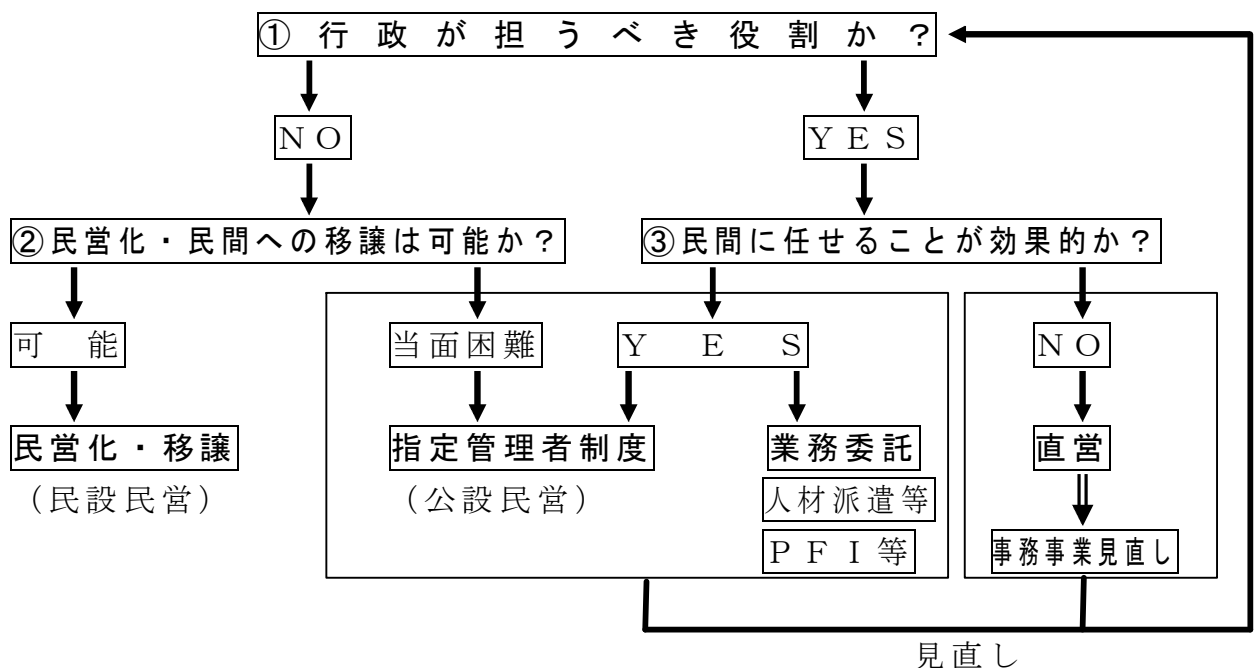
(5) 受け皿の育成

アウトソーシングは、民間と行政とのワークシェアリングの側面もあり、一定の雇用増が期待できます。

さらに、受け皿となる民間企業等の育成・支援を通じて、地域産業の活性化も期待できます。

4 見直しの手順

アウトソーシングの推進に当たっては、次のような手順により手法を選択するものとします。



(1) 行政が担うべき役割かどうかの見直し

現在実施している事務事業をゼロベースで見直し、本来行政が担うべきものかどうか、行政でなければ提供が不可能なサービスかを精査します。(特に行政が行っている各種団体の事務については、平成19年6月4日付け「行政が行っている各種団体の事務の取り扱いについて」を参照のこと。)

引き続き行政が担うべき役割であると考えられるもの(①でYESとするもの)は次のとおりとします。

- ① 政策・施策の企画立案・調整・決定など、行政が自ら判断する必要があるもの
- ② 法令等により行政が直接執行することとされているもの
- ③ 公平性、機密性の確保が特に必要なため、また利害対立が激しく公平な審査・判断が必要なため、行政が自ら執行しなければならないもの
- ④ 民間の経営手法によっても利益が見込めないもの

(2) 民営化又は民間への移譲が可能かどうかの見直し

①でNOとされたものについて、事務事業の受け皿の有無や市場の形成、成熟度を見極め、サービスの安定供給や妥当なコスト水準の確保にも留意しながら、次の事項を考慮し民営化・民間への移譲を進めます。

- ① 民営化に当たって法令上の制約がないか弱いもの
- ② 社会経済情勢及び市民ニーズの変化や、施策の目的が達成されたことで、実施の意義が薄れているもの
- ③ 行政が役割を縮小することで、自主的な民間活動の活性化などが期待できるもの
- ④ すでに企業やNPO・コミュニティ団体など適切な受け皿が存在しているもの
- ⑤ 市場の競争性に委ねることで、サービスの質の向上が期待できるもの
- ⑥ 受益者負担により採算性や収益性の確保が可能と見込まれるもの(収益性の高い施設等)

(3) アウトソーシング手法の検討

行政が自ら行うよりも、民間に委ねたほうがより有効な事務事業については、行政責任の確保を前提として、次のアウトソーシング

の手法を検討します。

① 指定管理者制度の活用

公共施設の管理運営については、地方自治法に定める公の施設の指定管理者制度を積極的に活用します。

② 事務事業の業務委託

市が必要な監督権を留保した上で、その事務事業の全部又は一部を民間企業や団体、個人に委託するものです。これまでも実施してきましたが、さらに外部委託が可能なものがないか、行政責任や行政サービスの確保、委託効果、民間能力の活用などを踏まえて進めます。

③ 人材派遣等の活用

市が責任をもって実施しなければならない事務事業であっても、市の職員でなくともよい業務については、コストを考慮した上で人材派遣や嘱託の活用を進めます。

④ その他

民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間の資金・能力・ノウハウを効率的に活用した施設整備（PFI）や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テストの活用等についても検討を進め、積極的に採用していきます。

(4) 事務事業見直し

市が引き続き直接担う必要のある事務事業については、民間手法を参考としながら徹底した業務改善を行い、更なる効率化やサービスの向上を目指します。（具体的な視点は次表を参考）

その上で、更なるアウトソーシングが可能かどうか、適時検討を行っていくものとします。

項目	内容
廃止	・当初の目的が達成されたと考えられるもの ・開始当初と状況が変化し、事業の効果が薄れているもの ・市が直接執行するより、民間団体、住民団体、個人等が実施するほうが適当であると考えられるもの
縮小	・事業効果から判断して、対象を限定することが可能なもの ・民間団体等の自主性を尊重し、市の関与を縮小すべきであると考えられるもの

統合	<ul style="list-style-type: none"> ・同種の事務事業が必要以上に細分化されているもの ・類似の事務事業を異なる所属で実施しているもの ・大会，講習会，イベント等で一元的に実施することにより相乗効果が期待できるもの
OA化	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ処理により効率化が可能なもの
簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の手順や方法，添付書類等について，廃止，変更等の改善が可能なもの ・共同処理，集中処理を行うことにより，簡素化が図れるもの ・帳票や申請書等の廃止又は改善が可能なもの
移管	<ul style="list-style-type: none"> ・他の部課で処理したほうが適当であり，相乗効果が期待できるもの ・地域住民の利便性の観点から，総合支所等で実施したほうが効率的，効果的であるもの ・処理の頻度等の観点から，本庁で一体的，統一的に処理したほうが効率的なもの
決裁権限	<ul style="list-style-type: none"> ・決裁権限を総合支所等へ移譲することにより，事務の迅速化が期待できるもの

(5) アウトソーシングの留意点

アウトソーシングを推進していく上での留意点は次のとおりです。

① スケールメリットの発揮

類似・関連する業務を包括することによるスケールメリットの発揮を検討します。

② 効果的な相手方の選択

企業，公益団体，地域自治組織，NPO，個人等，委託する事務事業の内容によって有効な相手方を選択します。

③ コストの精査

業務内容や難易度に応じ，市場価格を可能な限り調査し，適切な価格で契約します。

④ リスクの精査

全国の事件・事故の例を踏まえ，施設固有のリスクを十分に把握するとともに，その回避策を検討します。

⑤ 民間の状況把握

技術水準や業務遂行能力等，民間の状況把握に努めます。

⑥ 契約，協定

アウトソーシングにおいても，サービス実施の責任は第一義的

に市が負うものであることから、リスクの分担や効果の検証方法等を明確にするため、契約又は協定を締結するに当たっては次の点に注意します。

- ・仕様書等において、達成すべきサービス水準を可能な限り具体的に明記し、サービス水準の確保、向上に努めます。

- ・双方の責任の範囲をあらかじめ明確にしておくとともに、履行過程において市の管理監督が十分に働くようにします。同時に、過度な規制等により民間の利点を必要以上に阻害することのないよう留意します。

- ・個人情報保護をはじめとして守秘義務を課すものについては、守秘義務が担保されるよう契約において明確に規定します。

- ・委託等の相手方の選定は、競争性・透明性・公平性を備えた手続きにより行います。

- ・委託契約によって経費の硬直化を招かないよう、契約の更新に当たっては業務の改善を踏まえた経費の見直しを行います。

⑦ 業務の点検

アウトソーシング後の公共施設等の管理運営や個別の事務事業のあり方については、目的に適った管理運営がなされているか、サービスの質やコストの妥当性など、アウトソーシングの効果を検証するため、必要な報告書類の提出を求めるとともに、定期的に業務の点検を行い、改善に努めます。

その際、市民の評価を取り入れるなど、実際の利用者の視点に立った評価・点検となるよう努めます。

5 協働のまちづくり

アウトソーシングにより、市の事務事業を地域自治組織等が担うことは、市民自らが行政運営に参画することであり、「協働のまちづくり」に資するものです。

そのため、地域自治組織等をアウトソーシングの相手方として位置付けるに当たっては、特に次の点に留意するものとします。

- ・地域自治組織等の活動、実績等団体の実情把握に努めるとともに、市からも様々な情報提供や支援を行うなど、常に連携、協力を行うことにより、積極的に協働の可能性を検討します。

- ・業務の委託を行う場合、安価な委託先ととらえたり、逆に地域自治組織等の支援のために過大な経費をかけるようなことはせず、対等な

パートナーシップに基づき、適正な積算によりアウトソーシングを進めます。

6 アウトソーシングの推進

(1) 対象

本指針は、市長部局、公営企業、各行政委員会を対象とします。

(2) 計画期間

本指針は、行政改革大綱の期間（平成19～27年度）を計画期間とし、集中改革プランと同じ計画期間（H19～21）を特に重点的に取り組む期間とします。

(3) 推進方策

各部局は、事務事業プライオリティ評価等により、廃止・民営化・継続に業務を分類した上で、可能なものについては、本指針に基づき、行動計画を策定し推進していきます。

(4) 他の計画等との整合

本指針の推進に当たり、総合計画や定員適正化計画等各種の計画との整合を図ります。